別紙１

計算書類に対する注記（法人全体）

１．重要な会計方針

（１）有価証券の評価基準及び評価方法
・満期保有目的の債券等
償却原価法（定額法）
・満期保有目的の債券等以外の有価証券
時価のあるもの－期末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は総平均法により算定）
時価のないもの－総平均法による原価法
（２）固定資産の減価償却の方法
・建物、構築物、車輌運搬具、器具及び備品、権利、ソフトウェア－定額法
・リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産－自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産－リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法（ただし、リース契約１件あたりのリース料総額が３００万円以下又はリース期間が１年以内のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理）
（３）引当金の計上基準
・退職給付引当金－公益社団法人山形県社会福祉振興会の実施する退職共済制度に加入している職員に係る掛金納付額のうち法人の負担額に相当する金額及び長期勤続功労金規程に基づく期末要支給額を計上
・賞与引当金－職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当年度に帰属する法人の負担する賞与の額及び当該賞与に係る法定福利費の額に相当する金額を計上
・徴収不能引当金－会計年度末において徴収することが不可能と判断される債権の金額及びそれ以外の債権の総額に過去の徴収不能額の発生割合を乗じた金額を計上

２．法人で採用する退職給付制度

当法人で採用する退職給付制度は以下のとおりである。
（１）退職手当規程に定める職員について、公益社団法人山形県社会福祉振興会の実施する退職共済制度に加入している。
（２）勤続期間が一定以上であった正職員及び正職員と同様に勤務する契約職員について、長期勤続功労金規程に定めた額を給付している。

別紙１

計算書類に対する注記（法人全体）

３．法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

（１）法人全体の計算書類（会計基準省令第一号第一様式、第二号第一様式、第三号第一様式）
（２）事業区分別内訳表（会計基準省令第一号第二様式、第二号第二様式、第三号第二様式）
（３）社会福祉事業における拠点区分別内訳表（会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式）
（４）公益事業及び収益事業における拠点区分別内訳表（会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式）
当法人では、公益事業は一拠点のため、収益事業は実施していないため、作成していない。
（５）各拠点区分におけるサービス区分の内容

① 敬寿会法人本部拠点区分（社会福祉事業）
ア　法人本部

② 山形敬寿園拠点区分（社会福祉事業）
ア　軽費老人ホームケアハウス敬寿園
イ　特定施設入居者生活介護事業所敬寿園
ウ　老人デイサービスセンター敬寿園
エ　地域包括支援センター敬寿会（地域支援）
オ　地域包括支援センター敬寿会（介護予防）
カ　敬寿園訪問介護事業所
キ　認知症高齢者グループホーム敬寿園
ク　敬寿園居宅介護支援事業所
ケ　訪問看護リハビリステーション敬寿園

③ 東京敬寿園拠点区分（社会福祉事業）
ア　特別養護老人ホーム東京敬寿園
イ　ショートステイ東京敬寿園
ウ　老人デイサービスセンター東京敬寿園
エ　居宅介護支援事業所東京敬寿園

④ 葛飾敬寿園拠点区分（社会福祉事業）
ア　ケアハウス葛飾敬寿園
イ　特定施設入居者生活介護事業所葛飾敬寿園
ウ　ショートステイ葛飾敬寿園
エ　居宅介護支援事業所葛飾敬寿園

⑤ 仙台敬寿園拠点区分（社会福祉事業）
ア　特別養護老人ホーム仙台敬寿園
イ　ショートステイ仙台敬寿園
ウ　居宅介護支援事業所仙台敬寿園
エ　生活支援通所型サービス仙台敬寿園

⑥ 鈴川敬寿園拠点区分（社会福祉事業）
ア　特別養護老人ホーム鈴川敬寿園
イ　ショートステイ鈴川敬寿園
ウ　小規模多機能型居宅介護事業所鈴川敬寿園

⑦ 横浜敬寿園拠点区分（社会福祉事業）
ア　特別養護老人ホーム横浜敬寿園
イ　ショートステイ横浜敬寿園
ウ　居宅介護支援事業所横浜敬寿園

⑧ 沼木敬寿園拠点区分（社会福祉事業）
ア　認知症高齢者グループホーム沼木敬寿園
イ　特別養護老人ホーム沼木敬寿園
ウ　ショートステイ沼木敬寿園
エ　小規模多機能型居宅介護事業所沼木敬寿園

⑨ 相模原敬寿園拠点区分（社会福祉事業）
ア　特別養護老人ホーム相模原敬寿園
イ　ショートステイ相模原敬寿園
ウ　居宅介護支援事業所相模原敬寿園
エ　ライフサポート事業相模原敬寿園

⑩ 埼玉さくらんぼ館拠点区分（社会福祉事業）
ア　特別養護老人ホーム埼玉さくらんぼⅠ番館
イ　居宅介護支援事業所埼玉さくらんぼⅠ番館
ウ　特別養護老人ホーム埼玉さくらんぼⅡ番館
エ　ショートステイ埼玉さくらんぼⅡ番館
オ　小規模多機能型居宅介護事業所埼玉さくらんぼⅡ番館

⑪ アルカディア仙台敬寿園拠点区分（公益事業）
ア　介護付有料老人ホームアルカディア仙台敬寿園
イ　特定施設入居者生活介護事業所アルカディア仙台敬寿園
ウ　老人デイサービスセンターアルカディア仙台敬寿園
エ　ショートステイアルカディア仙台敬寿園

別紙１

計算書類に対する注記（法人全体）

４．基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

（単位：円）

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	1,757,033,406	186,900		1,757,220,306
建物	5,407,608,516	4,994,272	295,062,208	5,117,540,580
定期預金	1,000,000			1,000,000
合計	7,165,641,922	5,181,172	295,062,208	6,875,760,886

５．基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

相模原敬寿園拠点区分において、器具及び備品を除却したことに伴い、国庫補助金等特別積立金26,150円を取り崩した。

６．担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

土地（基本財産）	1,753,559,070 円
建物（基本財産）	5,117,540,580 円
計	6,871,099,650 円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

設備資金借入金（１年以内返済予定額を含む）	3,829,555,281 円
計	3,829,555,281 円

７．固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

（単位：円）

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	8,208,134,454	3,090,593,874	5,117,540,580
建物（その他の固定資産）	24,322,844	8,803,499	15,519,345
構築物	428,136,468	259,026,164	169,110,304
車輌運搬具	54,040,976	46,757,748	7,283,228
器具及び備品	747,910,800	623,785,524	124,125,276
有形リース資産	61,800,676	47,688,530	14,112,146
権利	9,378,556	3,166,056	6,212,500
ソフトウェア	21,944,502	15,888,219	6,056,283
無形リース資産	47,365,411	35,895,074	11,470,337
合計	9,603,034,687	4,131,604,688	5,471,429,999

８．債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

（単位：円）

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	630,610,514	1,031,055	629,579,459
未収金	7,077,260		7,077,260
未収補助金	13,416,052		13,416,052
立替金	5,304,920		5,304,920
合　計	656,408,746	1,031,055	655,377,691

別紙１

計算書類に対する注記（法人全体）

９．満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

（単位：円）

種類及び銘柄	帳簿価額	時価	評価損益
合　計			

１０．関連当事者との取引の内容

関連当事者との取引の内容は次のとおりである。

（単位：円）

種類	法人等の名称	住所	資産総額	事業の内容又は職業	議決権の所有割　合	関係内容		取引の内　容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼務等	事業上の関係				
役員が議決権の過半数を有する法人	株式会社総合福祉研究所	山形県山形市東原町1-9-10	275,171,407	不動産の賃貸業	100％	－	土地建物賃借	土地建物賃借料の支払（注）	31,200,000	差入保証金	2,900,000

（注）施設敷地用地として使用しており、近隣の地代を参考にした価格に依っている。

１１．重要な偶発債務

該当なし

１２．重要な後発事象

該当なし

１３．その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

（１）長期勤続功労金制度の採用により生じる影響額を適用時差異として、適用後５年にわたり定額法により費用処理する。
なお、未償却の適用時差異残高は、１６，３２０千円（残存償却年数３年）である。

（２）リース取引に関する注記

①リース資産の内容

（ア）有形リース資産・・・財務会計システムサーバー機器、電話設備一式等である。

（イ）無形リース資産・・・ソフトウェア等である。

②リース資産の減価償却の方法

１.重要な会計方針（２）固定資産の減価償却の方法に記載のとおりである。